

先端設備等導入促進基本計画

令和5年6月15日

和歌山県紀の川市

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の令和5年3月末現在の人口（住民基本台帳より）は59,803人で、年少人口が6,454人（10.8%）、生産年齢人口が33,270人（55.6%）、老年人口が20,079人（33.6%）となっており、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果によると、年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が増加すると推計されています。また、令和3年度には市内の一部地域（旧粉河町、旧那賀町、旧桃山町）が過疎地域に指定されるなど人口減少の著しい状況が顕著となりました。

本市の産業分類別就業人口については、第3次産業が最も多く、全体の60.4%を占め、第1次産業が17.4%、第2次産業が22.2%となっています。どの産業の就業人口も減少していますが、傾向としては、第1次産業の就業人口割合が年々減少しており、反面、第3次産業の就業人口割合が増加しています。これは、基幹産業である農業の高齢化・担い手不足による従事者の減少が大きな要因となっていますが、一方、製造業の事業所数や従事員数については、工業団地への企業誘致等の成果により、大幅な減少となっていません。

以上のように、人口減少や少子高齢化は今後も継続するものと予想されますが、本市の産業は、全国トップクラスの生産量と品質を誇る果物を地域資源として活用できることに加えて、関西国際空港に隣接し海外市場とのアクセスが良好であること、和歌山県北部を横断する京奈和自動車道や紀の川フルーツラインにより物流の拠点となり得ることに加え、新たに企業誘致するための造成計画を推進していることから、地域が自ら稼ぎ、地域内で経済を好循環させる仕組みづくりを進めることで飛躍的に向上できる可能性があることから、本市は、本計画を推進します。

(2) 目標

本市の人口減少は、少子高齢化による自然減少以外に、県外への進学や就職するなど若年層の転出が大きな要因となっており、今後の産業振興を阻害することが懸念されます。

若年層の転出を抑制するためには、働き場所として魅力ある中小企業の育成が必要であることから、導入促進基本計画を策定することにより、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図ります。

また、この目標を実現するために、年間10件の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定める者をいう。）が、年率3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画にお

いて対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとします。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市では、産業振興地域を定めていないため本基本計画の対象地域は市内全域としますが、本市は、多種多様な農作物を生産し特に果物については全国有数の産地であり自然豊かな区域であるため、「5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項において、環境保全のために配慮をおこなうこと」を特に記載します。

(2) 対象業種・事業

本市に所在する大半の企業は中小企業、小規模事業者であり、特定の大企業に依存するような産業構造ではありません。したがって、あらゆる産業分野において成長の余地があるため、全ての業種・事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組みは、計画対象外とする。

(2) 地域の人材の雇用に努めること。

(3) 市税（国民健康保険税を含む。）を完納していること。

(4) 環境保全に配慮をおこなうこと。

(5) 健全な地域経済の発展に配慮するため公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては計画対象外とする。